

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 30 年 3 月 28 日

鎌倉市長

松尾 崇

鎌倉市条例第 48 号

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成 2 年 3 月条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条、第 15 条第 1 項及び第 2 項中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項、第 3 項」に改める。

第 18 条中「は、これを」を「であつて、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 18 条の規定は、施行日以後に移動する自転車等に適用し、施行日前に移動した自転車等は、なお従前の例による。